

# 受動喫煙防止対策実施状況調査

## 報告書

平成 27 年 2 月

新潟県福祉保健部

## 目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果	7
III	調査票	29
IV	資料	35
	・受動喫煙防止対策について（健発 0225 第 2 号 平成 22 年 2 月 25 日 厚生労働省健康局長通知）	
	・禁煙・分煙宣言施設登録制度実施要領	

# I 調査の概要

# 1 受動喫煙防止対策実施状況調査の概要

## (1) 調査目的

健康増進法では、多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めることが義務付けられていることから、県内の官公庁、公共施設及び病院、学校等における受動喫煙防止対策の実施状況や今後の予定を把握し、健康にいがた 21 の施策である公共の場における禁煙・分煙の徹底の対策推進の基礎資料とする。

## (2) 調査対象施設

公立施設（国・県・市町村立施設）、私立病院、私立児童福祉施設、私立社会福祉施設及び私立学校

施設番号	施設分類	対象施設
1	保健施設	市町村保健センター
2	医療機関	病院等
3	児童福祉施設	保育所、児童館等
4	文化施設 教育施設（学校除く）	文化会館、市民会館、公民館、図書館、美術館、博物館、資料館等
5	体育施設	体育館、体育施設の管理事務所等
6	社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者・知的障害者福祉施設 精神障害者社会復帰施設等
7	公衆浴場	日帰り温泉施設
8	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
9	官公庁	国の機関 県庁、県地域機関、警察施設、その他上記のいずれにも該当しない県立施設（※） 市町村役所・役場、市町村支所・出張所

※ 次の施設は対象に含まれない。

- ・住宅用施設
- ・人の滞在を前提としない施設（倉庫など）
- ・屋外施設（ただし、屋外競技場や公園の管理事務所などは、調査対象に含まれる。）

## (3) 調査方法

調査票を送付し、電子メール、FAX、郵送により回収。

## (4) 調査内容

- ア 施設内における受動喫煙防止対策実施状況
- イ 今度の対策充実の予定
- ウ 受動喫煙防止対策に関する意見

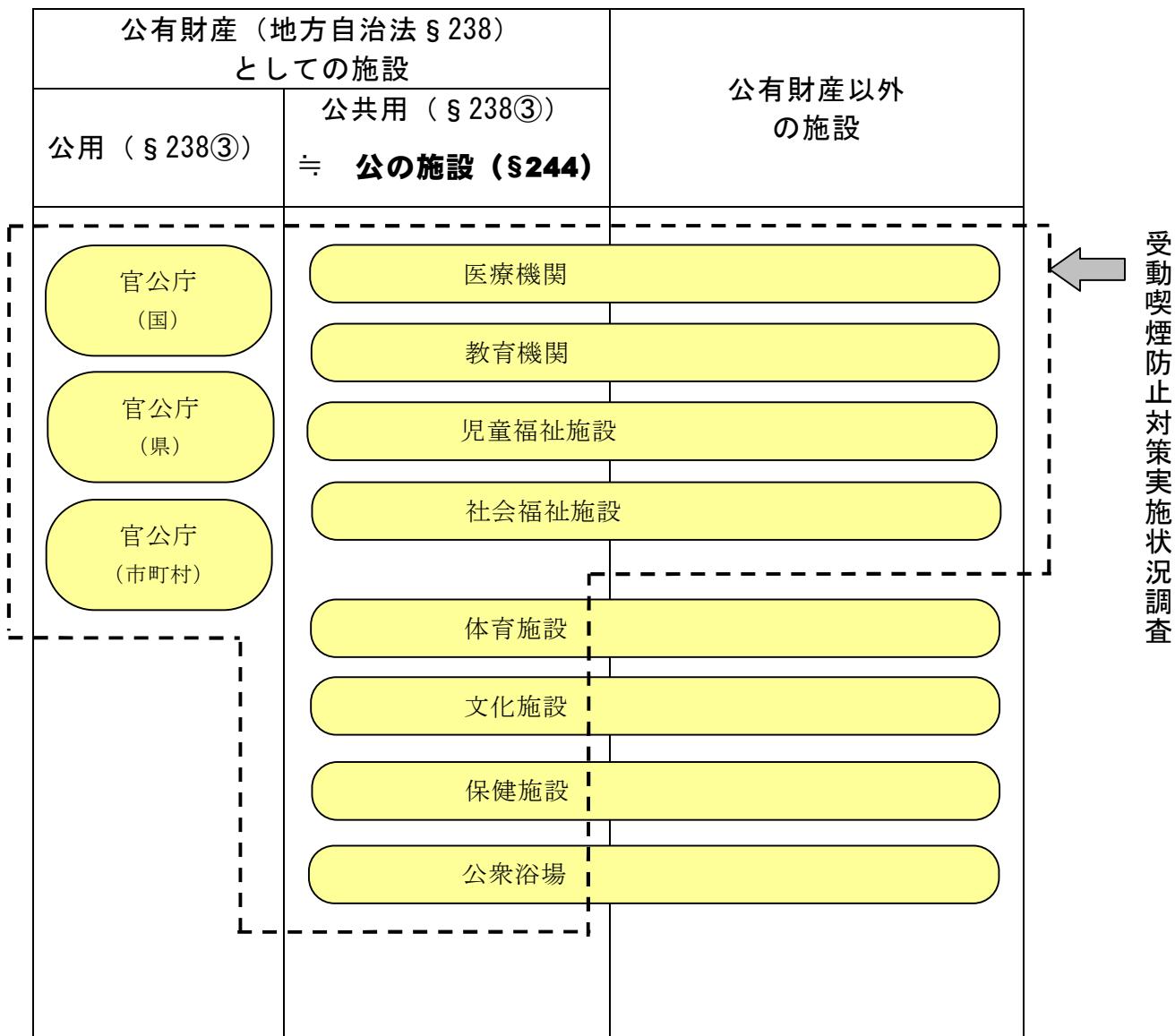
## (5) 調査基準日

平成 26 年 1 月 1 日

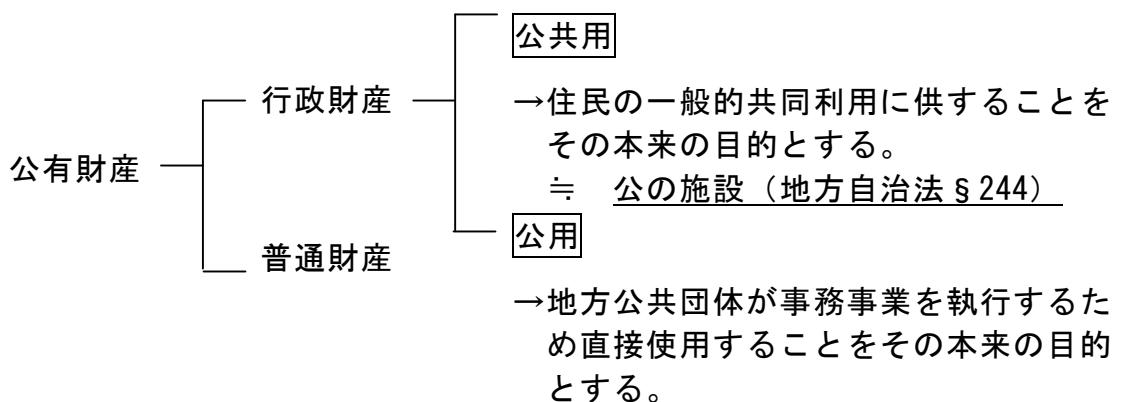
## (6) 回収率

79.0% (配布数 4,966 件、回収数 3,925 件)

## 健康増進法第25条「多数の者が利用する施設」



### ＜参考＞公有財産の区分



## 2 用語解説

### 【受動喫煙】

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

喫煙者本人が吸い込む煙（主流煙）よりも喫煙者が持ったたばこの先から立ち上る煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでおり、それを周囲の人が吸い込むことによって健康に悪影響を及ぼすことが研究報告で指摘されている。

### 【敷地内禁煙】

施設及び施設が存する敷地内全てにおいて喫煙を禁止している状態。（本調査における敷地内禁煙の定義）

### 【施設内禁煙】

施設内全てにおいて喫煙を禁止している状態。（本調査における施設内禁煙の定義）

なお、屋上、ベランダ等屋外スペースは、施設内には含まれない。

### 【完全分煙】

次の3つの要件をすべて満たして分煙している状態。（本調査における完全分煙の定義）

- (1) 施設内に喫煙室を設置し、喫煙室内でのみ喫煙を許可している。（施設内のその他の場所では禁煙としている。）
- (2) 喫煙室において、たばこの煙を屋外に排出するため十分な排気風量（※）を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している。

※ 十分な排気風量とは、喫煙室の出入り口において非喫煙場所から喫煙室へ向かう  $0.2\text{m}/\text{秒}$  以上の空気の流れをつくるために必要な排気風量であり、具体的には、排気装置の排気風量 ( $\text{m}^3/\text{分}$ ) がドアや入り口などの開口面積 ( $\text{m}^2$ )  $\times 0.2$  ( $\text{m}/\text{s}$ )  $\times 60$  (秒) よりも大きい状態をいう。

- (3) 喫煙室の出入り口において、新鮮な空気の取り入れができるよう配慮した開口面を設けている。

### 【不完全分煙】

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域（喫煙コーナー）等を設置して分煙している状態。（本調査における不完全分煙の定義）

なお、完全分煙の要件に満たない喫煙室を設けての分煙は、不完全分煙に含む。

### 【喫煙室】

独立した部屋又は独立した部屋でなくとも非喫煙場所と境界において出入り口以外は完全に仕切られており、たばこの煙を屋外に排出するため十分な排気風量を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している区画。

### 【健康増進法】

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善、その他健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とした法律。

平成 14 年 8 月策定、平成 15 年 5 月 1 日施行され、第 25 条に「受動喫煙の防止」を規定している。

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

### 【禁煙・分煙宣言施設登録制度】

多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙による健康被害やそれを防止するために必要な知識を普及啓発するとともに、積極的に効果の高い措置に取り組む施設を登録して講評することにより、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策を促進し、もって、喫煙による健康被害のない環境づくりを促進することを目的として平成 16 年度に定められた制度。

## II 調査結果

# 1 受動喫煙防止対策の実施状況

## (1) 回答内容

- ・全体の 99.3%が禁煙（敷地内禁煙または施設内禁煙）もしくは分煙（完全分煙または不完全分煙）を実施している。
- ・禁煙または完全分煙を実施している施設は、全体の 94.3%。

調査を行った施設のうち、受動喫煙防止対策としてもっとも多く実施されているのは「敷地内禁煙」（全体の 47.0%）であり、「敷地内禁煙」を実施している割合が高い施設として「幼稚園、小学校、中学校、高校等」（92.3%）や「児童福祉施設」（80.8%）などが挙げられる。

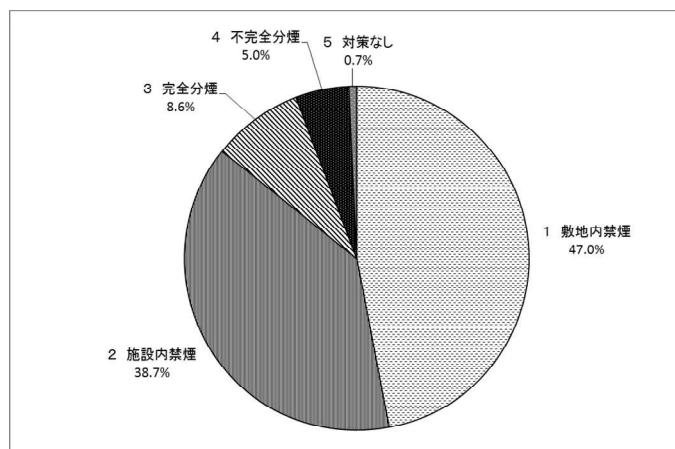
一方、受動喫煙防止対策としての分煙を実施している割合は、完全分煙で 8.6%、不完全分煙で 5.0%である。

### 【問1】現在実施している受動喫煙防止対策の内容 (n=3,925)

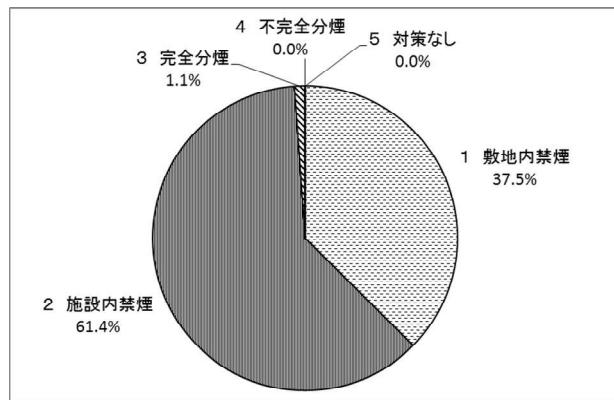
問 1	受動喫煙 防止対策 の状況	保健施設		医療機関		児童福祉 施設		文化、教育 施設		体育施設		社会福祉 施設		公衆浴場		学校		大学 専門学校		幼稚園 小学校 中学校 高校等		官公庁		国の機関		県庁 県地域機関		市町村役場 市町村役所 支所・出張所		警察施設		合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
実数	1 敷地内禁煙	33	89	526	53	10	161	2	936	28	908	34	0	10	24	0	1,844															
	2 施設内禁煙	54	58	112	179	89	740	16	97	27	70	175	6	69	69	31	1,520															
	3 完全分煙	1	11	6	10	4	186	24	8	4	4	86	9	32	45	0	336															
	4 不完全分煙	0	5	2	8	2	103	17	4	3	1	55	4	22	22	7	196															
	5 対策なし	0	0	5	2	1	10	1	1	0	1	9	0	5	4	0	29															
合計		88	163	651	252	106	1,200	60	1,046	62	984	359	19	138	164	38	3,925															

問 1	受動喫煙 防止対策 の状況	保健施設		医療機関		児童福祉 施設		文化、教育 施設		体育施設		社会福祉 施設		公衆浴場		学校		大学 専門学校		幼稚園 小学校 中学校 高校等		官公庁		国の機関		県庁 県地域機関		市町村役場 市町村役所 支所・出張所		警察施設		合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
割合	1 敷地内禁煙	37.5	54.6	80.8	21.0	9.4	13.4	3.3	89.5	45.2	92.3	9.5	0.0	7.2	14.6	0.0	47.0															
	2 施設内禁煙	61.4	35.6	17.2	71.0	84.0	61.7	26.7	9.3	43.5	7.1	48.7	31.6	50.0	42.1	81.6	38.7															
	3 完全分煙	1.1	6.7	0.9	4.0	3.8	15.5	40.0	0.8	6.5	0.4	24.0	47.4	23.2	27.4	0.0	8.6															
	4 不完全分煙	0.0	3.1	0.3	3.2	1.9	8.6	28.3	0.4	4.8	0.1	15.3	21.1	15.9	13.4	18.4	5.0															
	5 対策なし	0.0	0.0	0.8	0.8	0.9	0.8	1.7	0.1	0.0	0.1	2.5	0.0	3.6	2.4	0.0	0.7															
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			

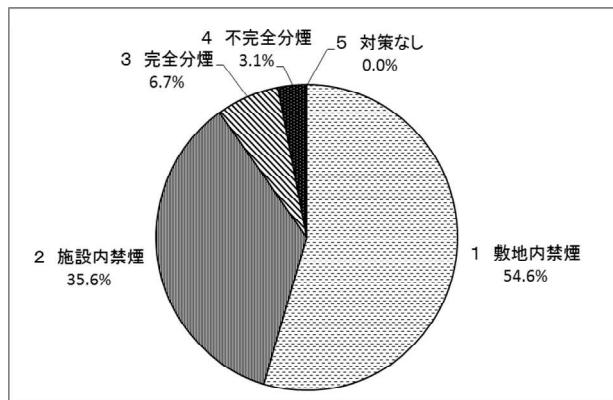
### [合計]



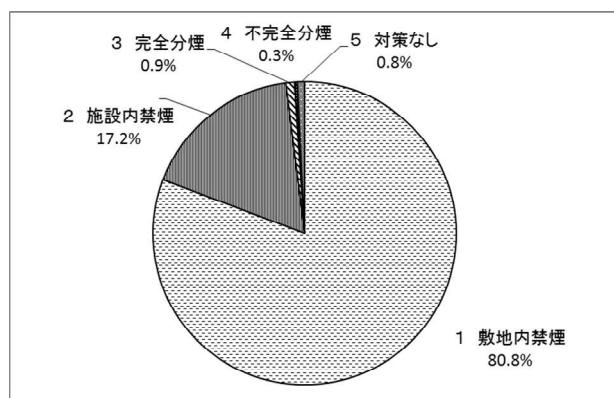
### [保健施設]



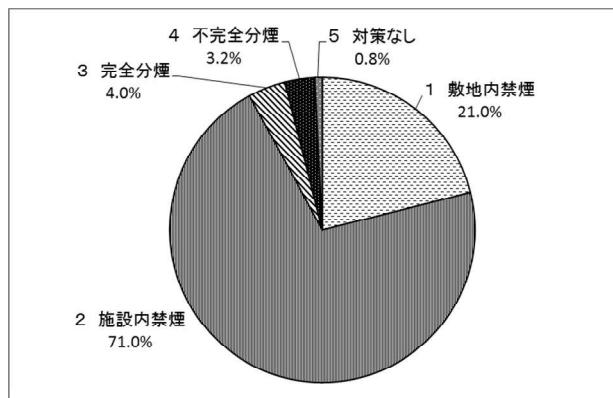
### [医療機関]



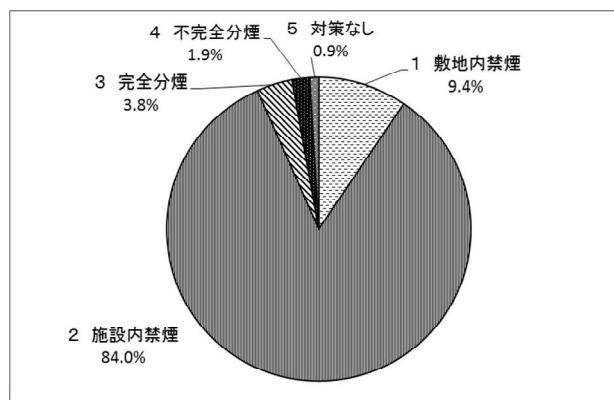
### [児童福祉施設]



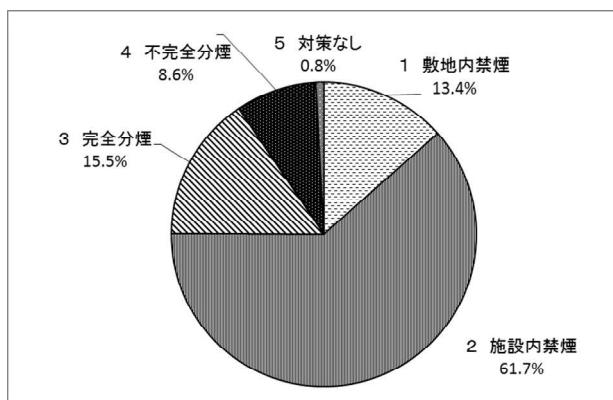
### [文化、教育施設]



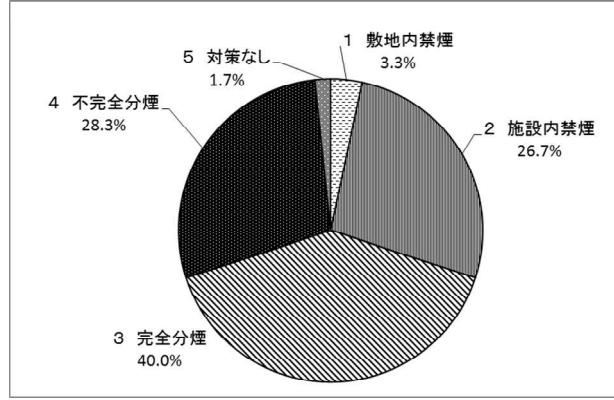
### [体育施設]



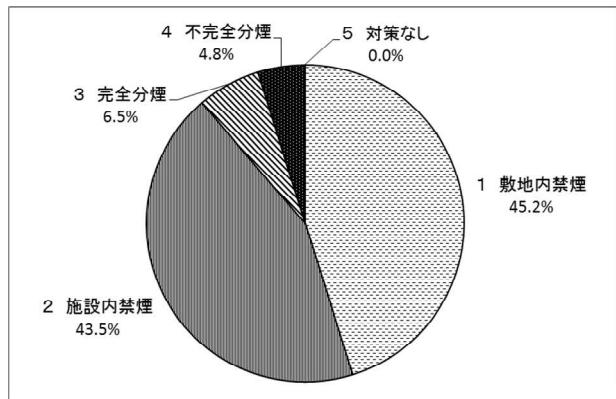
### [社会福祉施設]



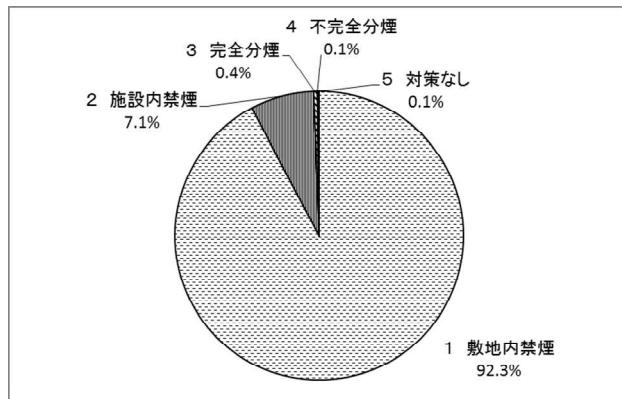
### [公衆浴場]



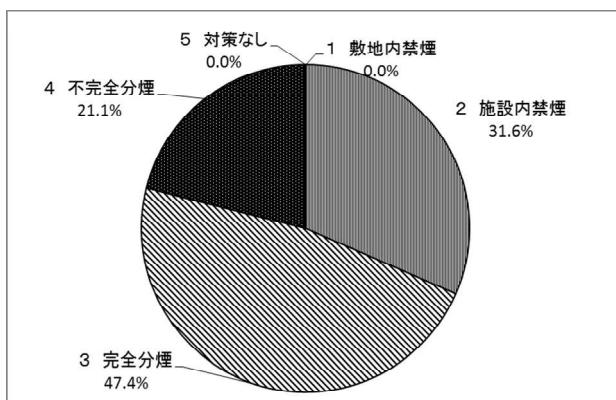
[大学・専門学校]



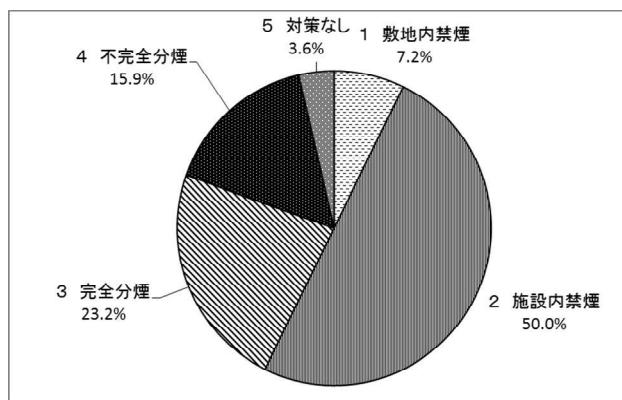
[幼稚園、小学校、中学校、高校等]



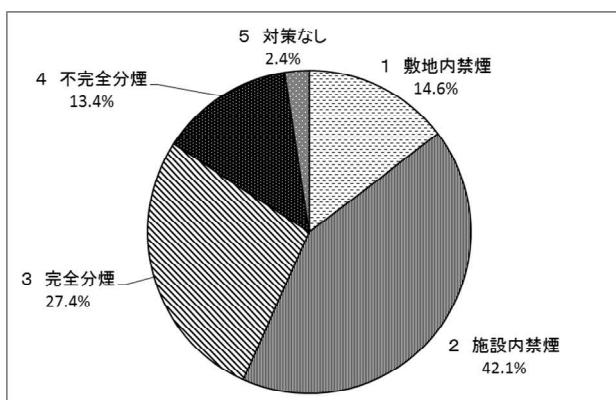
[国の機関]



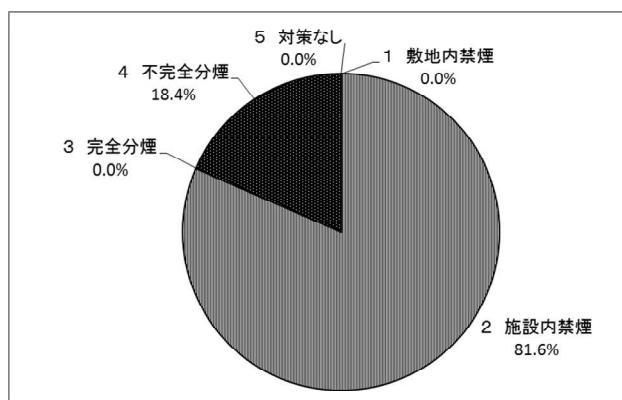
[県庁、県地域機関]



[市町村役場・役所、支所等]



[警察施設]



## (2) 平成 22 年度調査との比較 (※)

- ・禁煙（敷地内禁煙又は施設内禁煙）を実施している施設の割合が増加した。
  - ・分煙（完全分煙又は不完全分煙禁煙）及び対策なしの施設の割合は減少した。

禁煙を実施している施設について、平成 22 年度と平成 25 年度を比較すると、施設内禁煙は 8.2 ポイント増加 (H22: 30.5%→H25: 38.7%) している一方、敷地内禁煙は横ばい (H22: 47.0%→H25: 47.0%) という結果になった。

また、分煙を実施している施設について、平成22年度と平成25年度を比較すると、完全分煙は1.6ポイント増加（H22：7.0%→H25：8.6%）し、不完全分煙は9.5ポイント減少（H22：14.5%→H25：5.0%）した。

※ 社会福祉施設及び警察施設については、平成22年度調査とは単純比較できない。

(今回調査から、社会福祉施設については公有財産以外の施設も含み調査を行い、警察施設については派出所等を除く、警察署のみの調査となつたため。)

## [平成 25 年度調査結果]

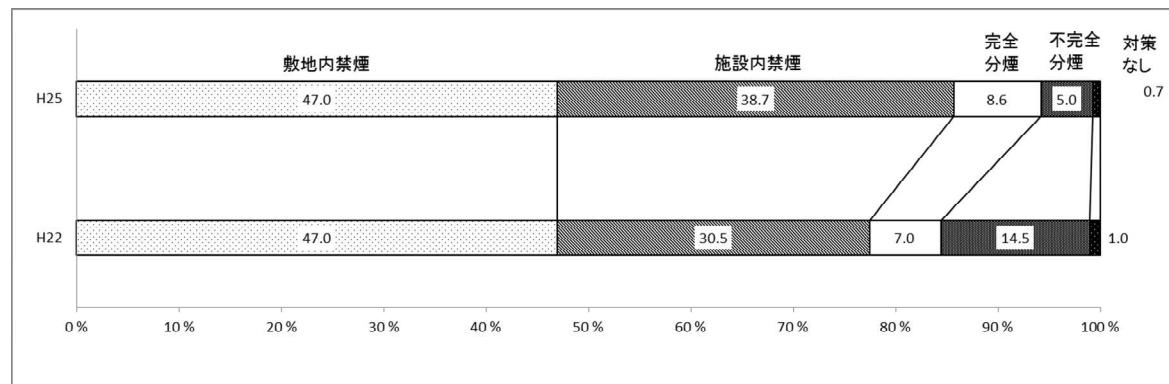
実数		1 保健施設	2 医療機関	3 周童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	大学専門学校	幼稚園小学校中学校高校等	9 官公庁	国の機関	県庁県地域機関	市町村役場市町村役所支所・出張所	警察施設	合計
	1 敷地内禁煙	33	89	526	53	10	161	2	936	28	908	34	0	10	24	0	1,844
	2 施設内禁煙	54	58	112	179	89	740	16	97	27	70	175	6	69	69	31	1,520
	3 完全分煙	1	11	6	10	4	186	24	8	4	4	86	9	32	45	0	336
	4 不完全分煙	0	5	2	8	2	103	17	4	3	1	55	4	22	22	7	196
	5 対策なし	0	0	5	2	1	10	1	1	0	1	9	0	5	4	0	29
	合計	88	163	651	252	106	1,200	60	1,046	62	984	359	19	138	164	38	3,925

## 〔平成 22 年度調査結果〕

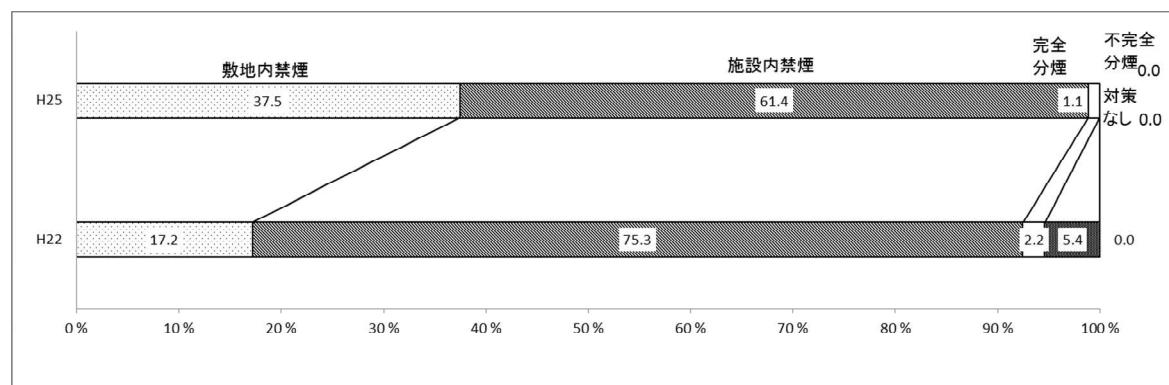
実数		1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	9			県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所・出張所	警察施設	合計	
										大学 専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	官公庁					
	1 敷地内禁煙	16	53	541	28	7	30	3	912	21	891	13	0	5	8	0	1,603
	2 施設内禁煙	70	38	117	203	81	159	15	190	25	165	168	1	55	83	29	1,041
	3 完全分煙	2	17	7	9	5	39	25	35	13	22	99	9	34	52	4	238
	4 不完全分煙	5	9	3	9	4	36	17	9	7	2	404	5	20	30	349	496
	5 対策なし	0	0	6	3	1	15	0	3	0	3	7	0	7	0	0	35
	合計	93	117	674	252	98	279	60	1,149	66	1,083	691	15	121	173	382	3,413

## 受動喫煙防止対策実施状況の比較（平成 22 年度ー平成 25 年度）

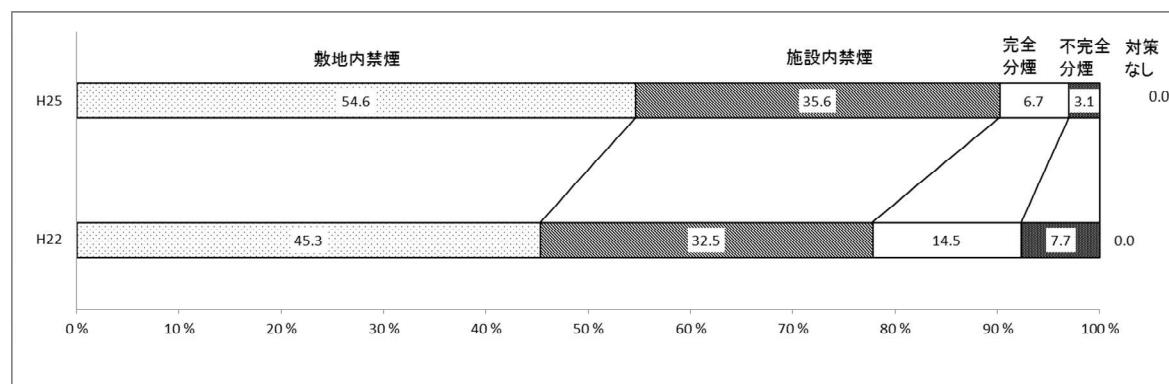
### [合計]



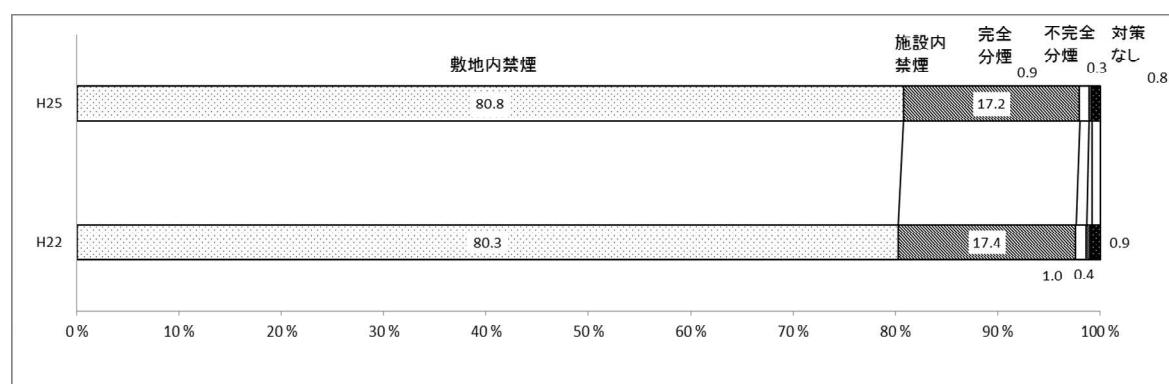
### [保健施設]



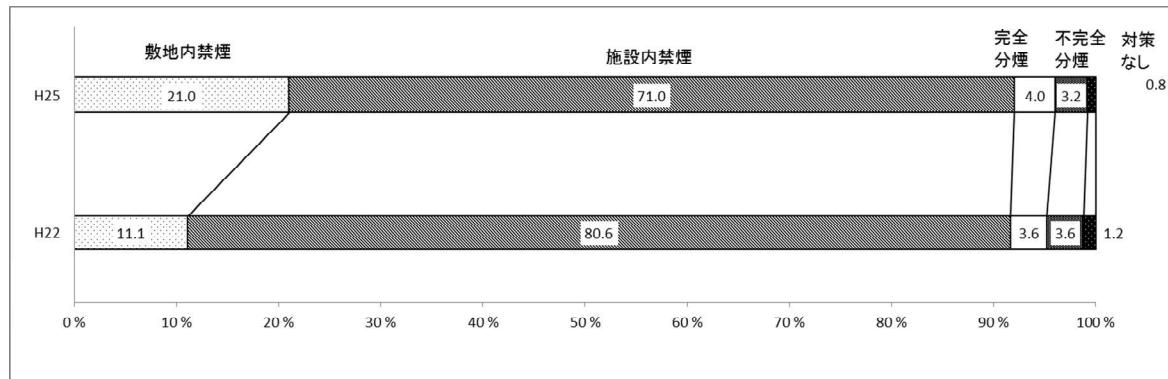
### [医療機関]



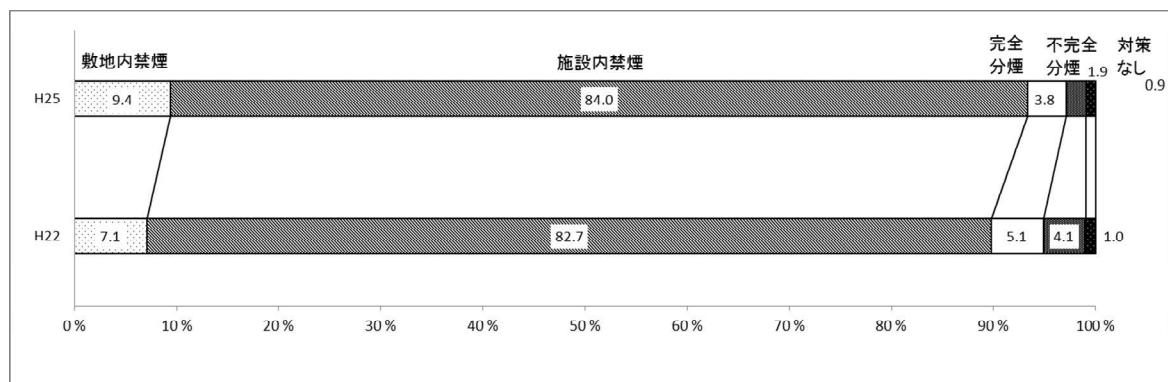
### [児童福祉施設]



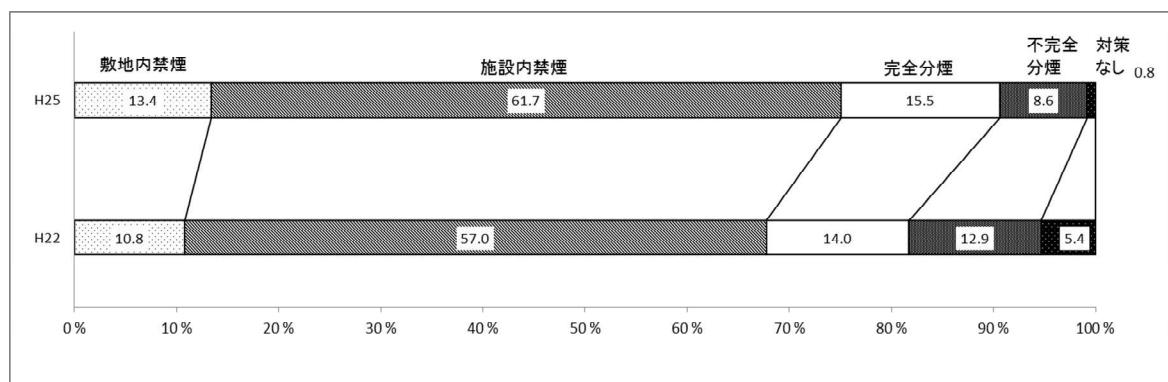
## [文化、教育施設]



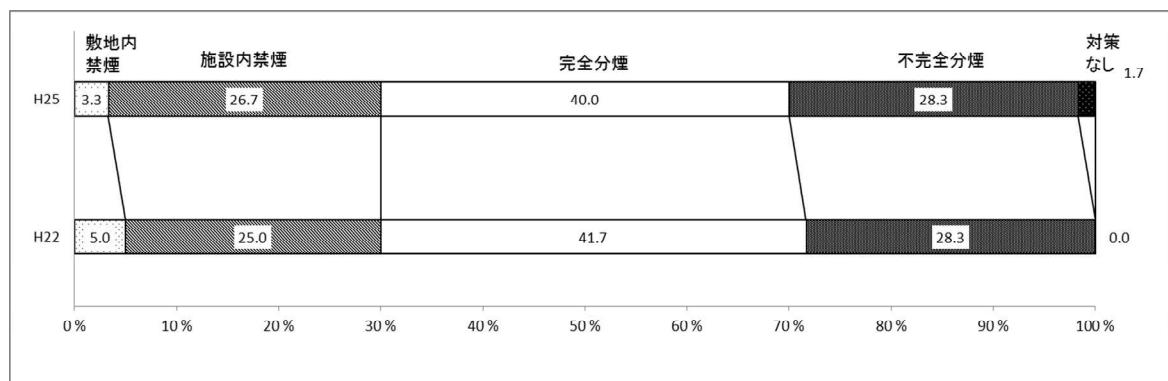
## [体育施設]



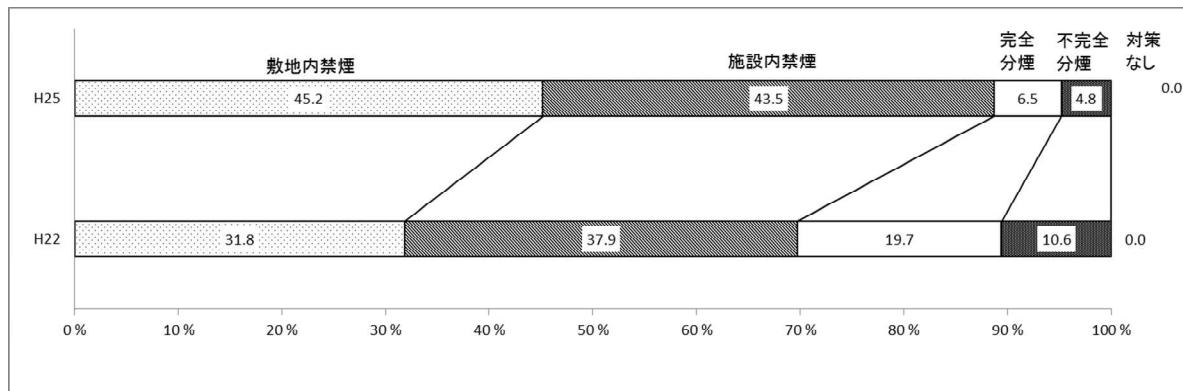
## [社会福祉施設]



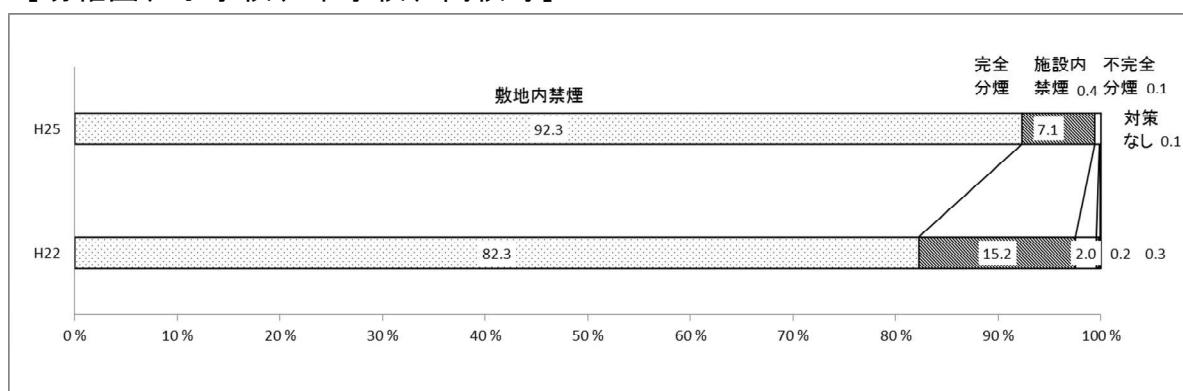
## [公衆浴場]



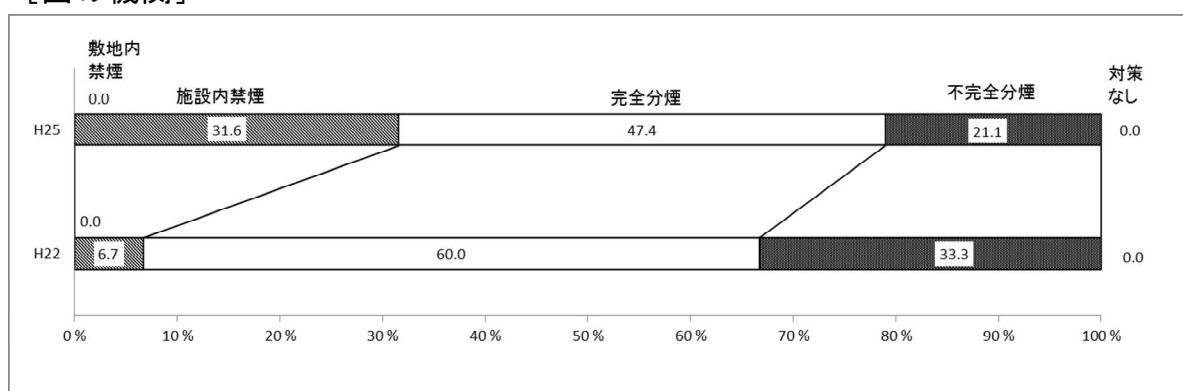
## [大学・専門学校]



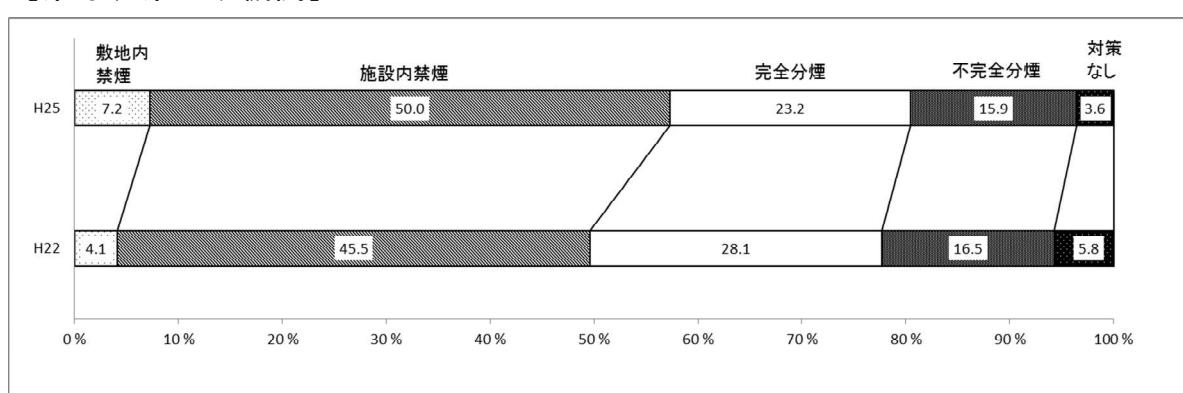
## [幼稚園、小学校、中学校、高校等]



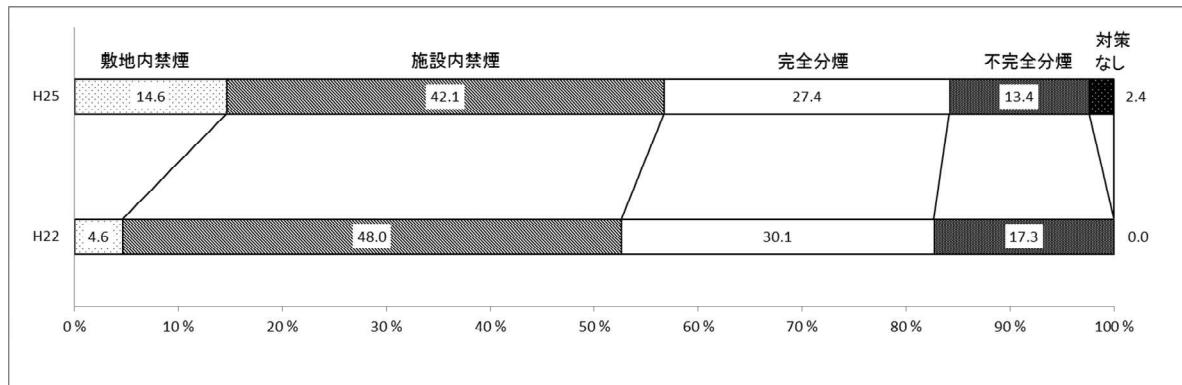
## [国の機関]



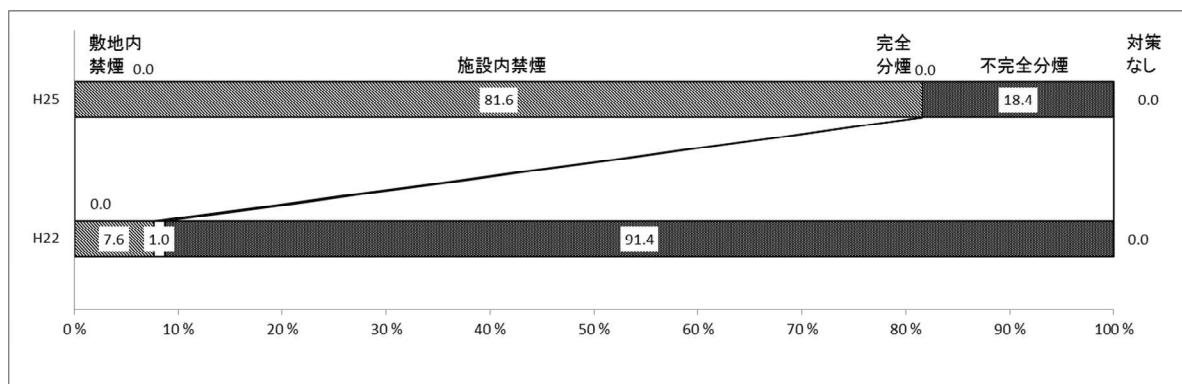
## [県庁、県地域機関]



## [市町村役場・役所、支所等]



## [警察施設]



## 2 受動喫煙防止対策の今後の予定

### (1) 回答内容

分煙（完全分煙又は不完全分煙）及び対策なしと回答した施設のうち、79.5%は「今の状態を継続する」と回答。

現在実施している受動喫煙防止対策として「完全分煙」「不完全分煙」又は「対策なし」と回答した施設のうち、今後の受動喫煙防止対策について「今の状態を継続する」(79.5%)の割合が最も多く、続いて「わからない、その他」(13.0%)、「施設内又は敷地内を禁煙にする」(7.5%)となっている。

このうち、「施設内又は敷地内を禁煙にする」と回答している割合が高い施設として「医療機関」(37.5%)、「体育施設」(28.6%)、「市町村役場、市町村役所、支所・出張所」(19.7%)が挙げられる。

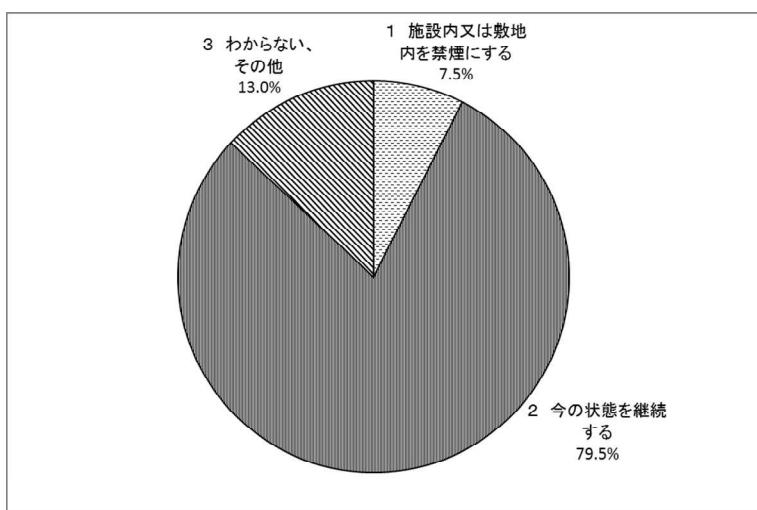
【問2 (1)】受動喫煙防止対策の今後の予定 (n=561※)

問2 (1)	受動喫煙防止対策の今後の予定 (問1で3～5に該当)	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計
		保健施設	医療機関	児童福祉施設	文化、教育施設	体育施設	社会福祉施設	公衆浴場	学校	大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	官公庁	国機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	
1	施設内又は敷地内を禁煙にする	0	6	0	1	2	13	3	1	0	1	16	0	2	14	0	42
2	今の状態を継続する	1	7	11	17	5	249	35	10	5	5	111	9	53	49	0	446
3	わからない、その他	0	3	2	2	0	37	4	2	2	0	23	4	4	8	7	73
	合計	1	16	13	20	7	299	42	13	7	6	150	13	59	71	7	561

問2 (1)	受動喫煙防止対策の今後の予定 (問1で3～5に該当)	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	9 官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計
		保健施設	医療機関	児童福祉施設	文化、教育施設	体育施設	社会福祉施設	公衆浴場	学校	大学専門学校	幼稚園 小学校 中学校 高校等	官公庁	国機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	
1	施設内又は敷地内を禁煙にする	0.0	37.5	0.0	5.0	28.6	4.3	7.1	7.7	0.0	16.7	10.7	0.0	3.4	19.7	0.0	7.5
2	今の状態を継続する	100.0	43.8	84.6	85.0	71.4	83.3	83.3	76.9	71.4	83.3	74.0	69.2	89.8	69.0	0.0	79.5
3	わからない、その他	0.0	18.8	15.4	10.0	0.0	12.4	9.5	15.4	28.6	0.0	15.3	30.8	6.8	11.3	100.0	13.0
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※問1で3～5と回答した施設が回答

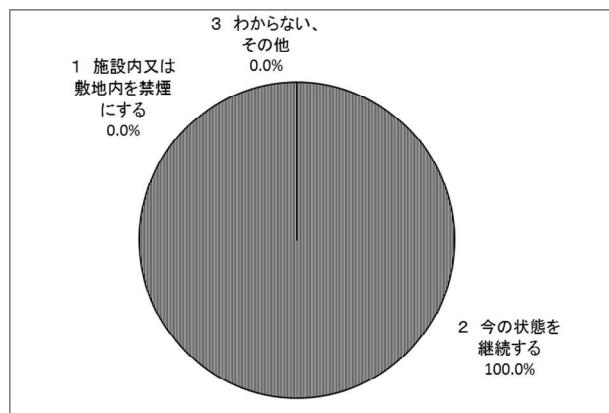
[合計]



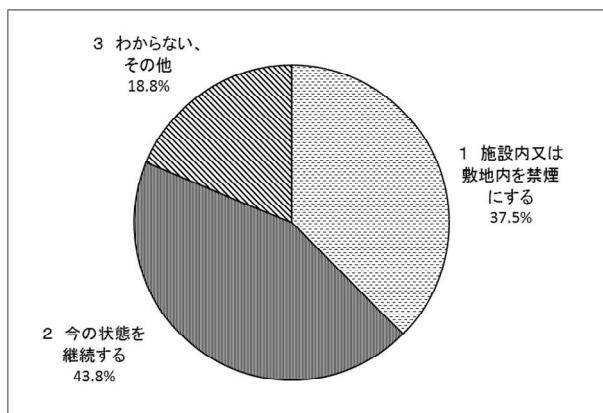
その他の主な内容：

- ご利用者のニーズによる。
- 現在、職員に喫煙者がいない。
- 合同庁舎入居であるため、単独での対策は取れない。

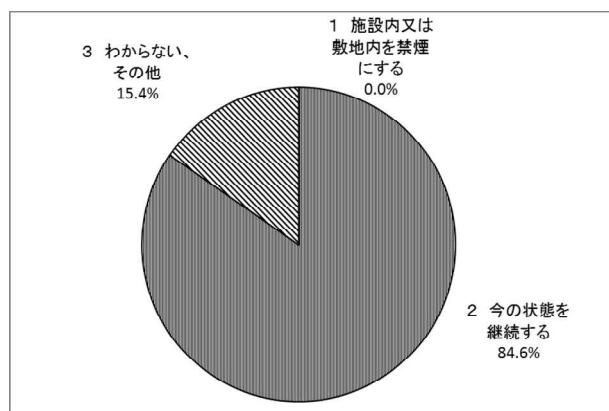
### [保健施設]



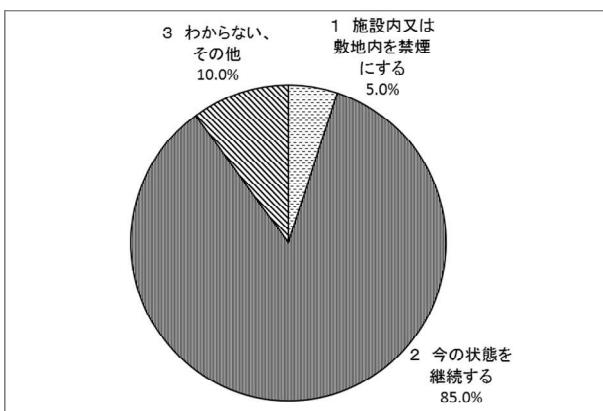
### [医療機関]



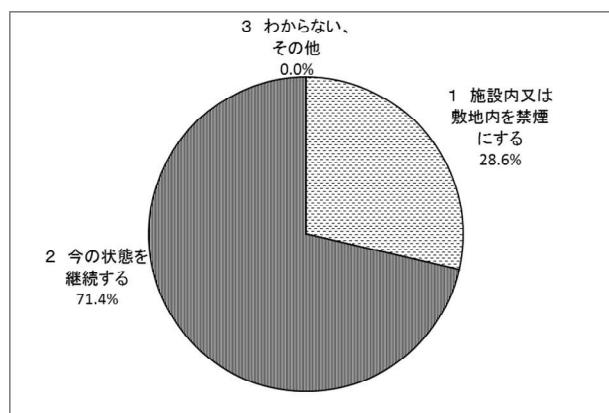
### [児童福祉施設]



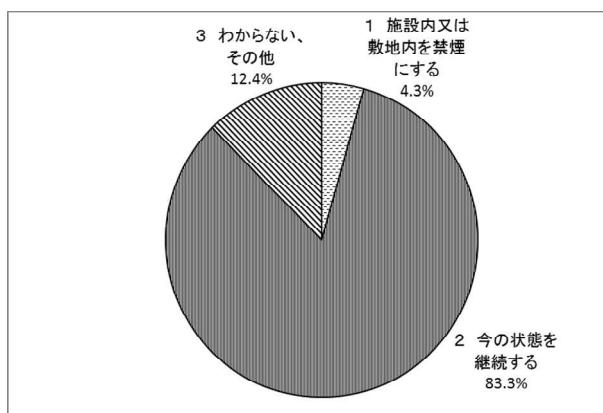
### [文化、教育施設]



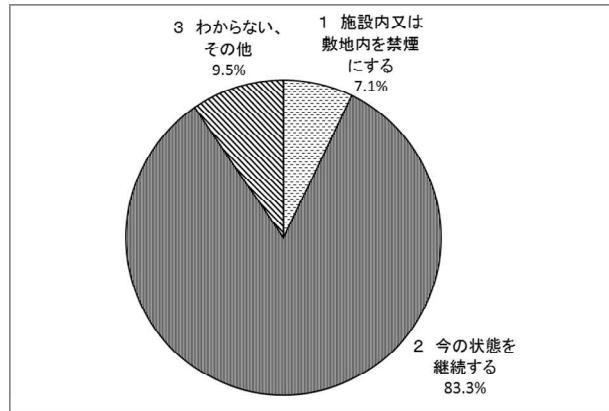
### [体育施設]



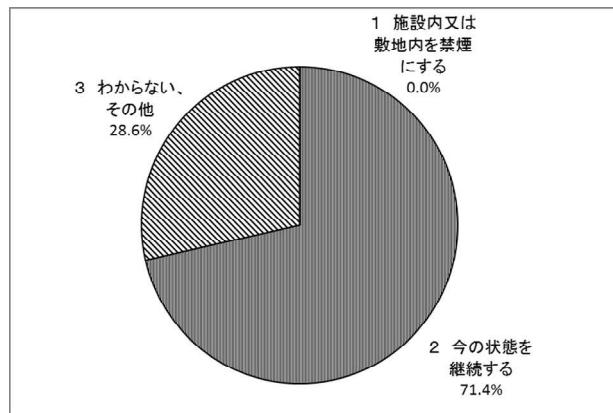
### [社会福祉施設]



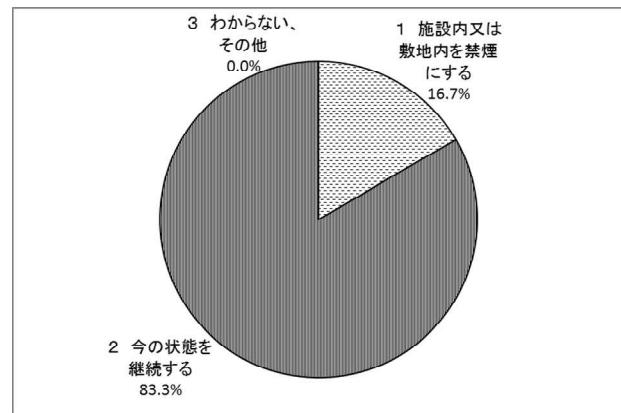
### [公衆浴場]



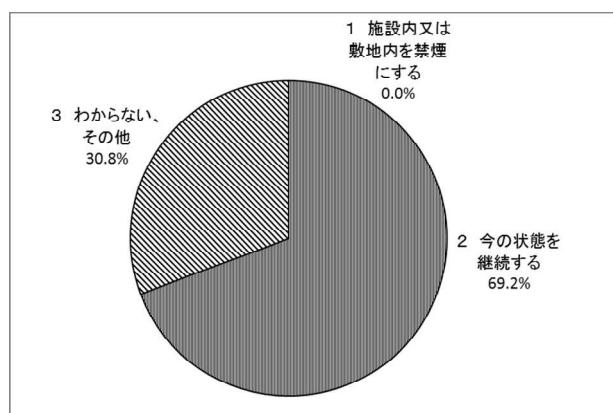
[大学・専門学校]



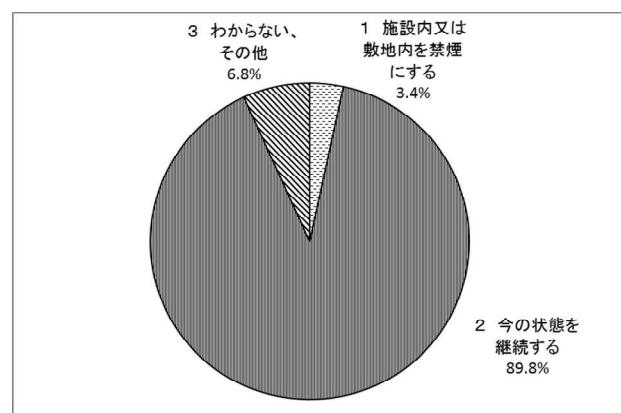
[幼稚園、小学校、中学校、高校等]



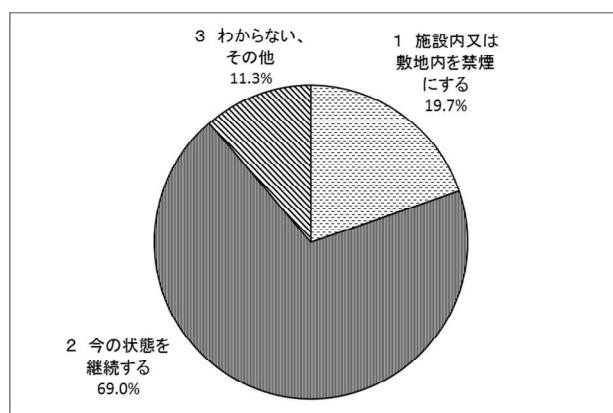
[国の機関]



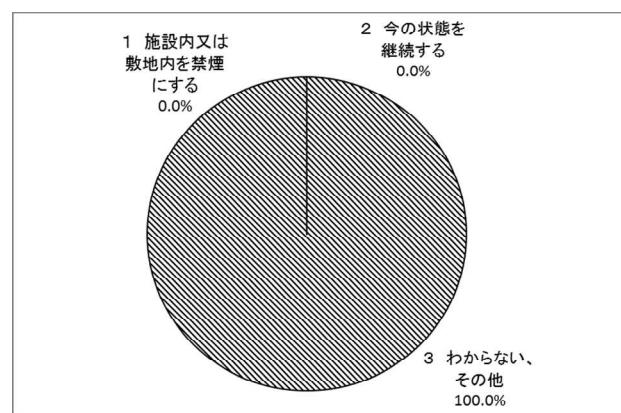
[県庁、県地域機関]



[市町村役場・役所、支所等]



[警察施設]



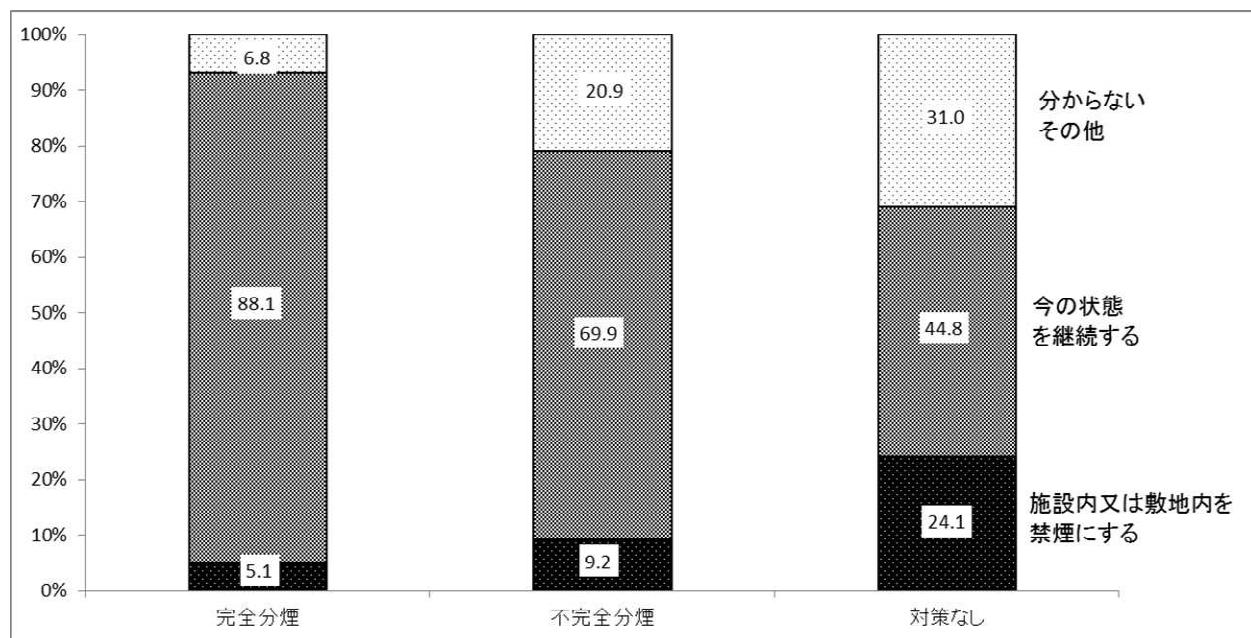
(2) 現在の受動喫煙防止対策の実施状況別に集計した今後の受動喫煙防止対策の予定（問1と問2（1）のクロス集計）

現在、「完全分煙」又は「不完全分煙」を実施している施設の約7割以上が「今の状態を継続する」と回答

受動喫煙防止対策の実施状況と今後の予定（問1と問2（1）のクロス集計）

実数	問2(1)	問1		
		完全分煙	不完全分煙	対策なし
	施設内又は敷地内を禁煙にする	17	18	7
	今の状態を継続する	296	137	13
	わからない、その他	23	41	9
	合計	336	196	29

割合	問2(1)	問1		
		完全分煙	不完全分煙	対策なし
	施設内又は敷地内を禁煙にする	5.1	9.2	24.1
	今の状態を継続する	88.1	69.9	44.8
	わからない、その他	6.8	20.9	31.0
	合計	100.0	100.0	100.0



### 3 今後の受動喫煙防止対策の予定に関する理由（複数回答）

#### （1）回答内容

今後の受動喫煙防止対策について、「職員や従業員から要望がある」と回答した割合が29.6%と最も多い。

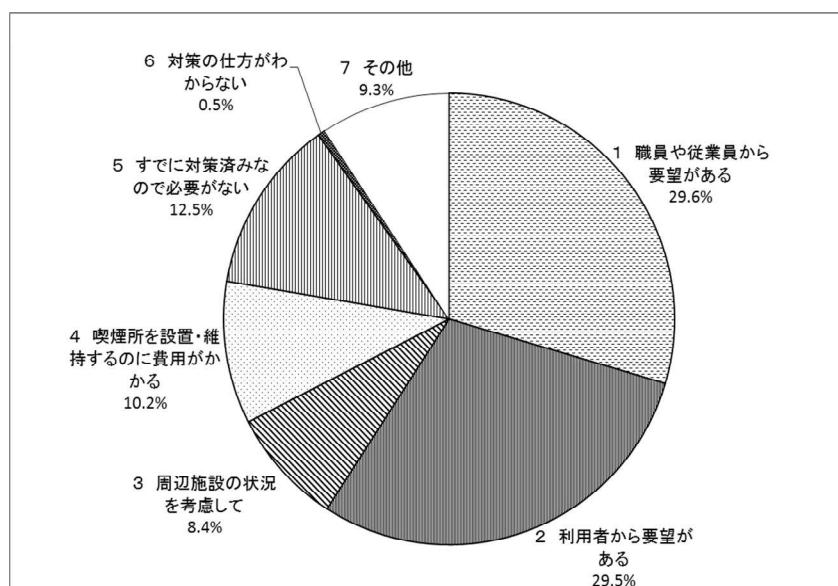
#### 【問2（2）】問2（1）の理由 (n=753※)

問2(2)	上記の理由	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	9 幼稚園 小学校 中学校 高校等	官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計	
1 職員や従業員から要望がある	0	4	4	0	0	0	149	2	5	3	2	59	2	23	34	0	223
2 利用者から要望がある	0	6	3	10	3	127	31	0	0	0	42	3	8	31	0	0	222
3 周辺施設の状況を考慮して	0	7	0	5	5	18	7	2	1	1	19	0	8	11	0	0	63
4 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる	0	1	0	3	1	40	9	2	2	0	21	1	10	10	0	0	77
5 すでに対策済みなので必要がない	1	0	3	5	0	45	6	3	1	2	31	3	17	11	0	0	94
6 対策の仕方がわからない	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
7 その他	0	2	5	2	0	26	3	2	1	1	30	7	5	11	7	70	
合計	1	20	15	26	9	408	58	14	8	6	202	16	71	108	7	753	

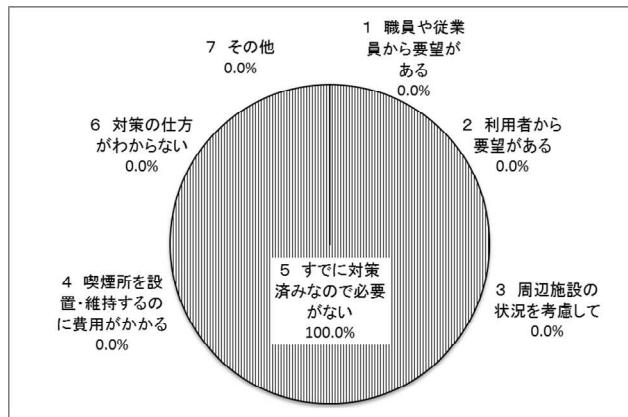
問2(2)	上記の理由	1 保健施設	2 医療機関	3 児童福祉施設	4 文化、教育施設	5 体育施設	6 社会福祉施設	7 公衆浴場	8 学校	9 幼稚園 小学校 中学校 高校等	官公庁	国の機関	県庁 県地域機関	市町村役場 市町村役所 支所・出張所	警察施設	合計
1 職員や従業員から要望がある	0.0	20.0	26.7	0.0	0.0	36.5	3.4	35.7	37.5	33.3	29.2	12.5	32.4	31.5	0.0	29.6
2 利用者から要望がある	0.0	30.0	20.0	38.5	33.3	31.1	53.4	0.0	0.0	0.0	20.8	18.8	11.3	28.7	0.0	29.5
3 周辺施設の状況を考慮して	0.0	35.0	0.0	19.2	55.6	4.4	12.1	14.3	12.5	16.7	9.4	0.0	11.3	10.2	0.0	8.4
4 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる	0.0	5.0	0.0	11.5	11.1	9.8	15.5	14.3	25.0	0.0	10.4	6.3	14.1	9.3	0.0	10.2
5 すでに対策済みなので必要がない	100.0	0.0	20.0	19.2	0.0	11.0	10.3	21.4	12.5	33.3	15.3	18.8	23.9	10.2	0.0	12.5
6 対策の仕方がわからない	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
7 その他	0.0	10.0	33.3	7.7	0.0	6.4	5.2	14.3	12.5	16.7	14.9	43.8	7.0	10.2	100.0	9.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 問1で3～5と回答した施設が回答

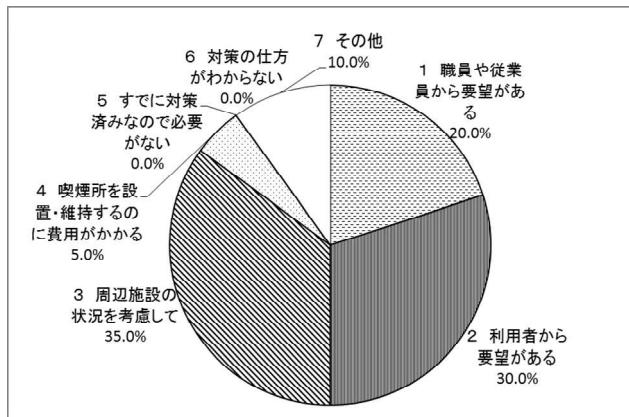
#### [合計]



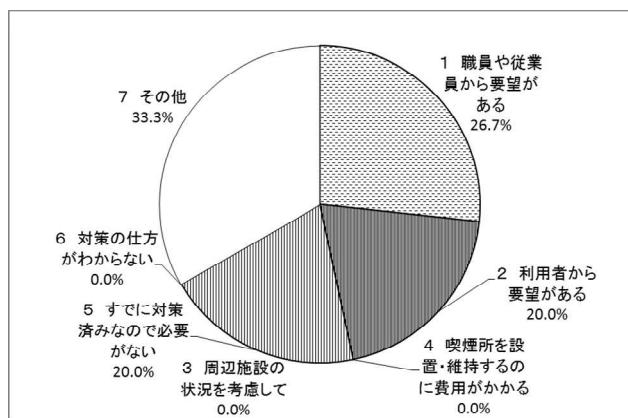
## [保健施設]



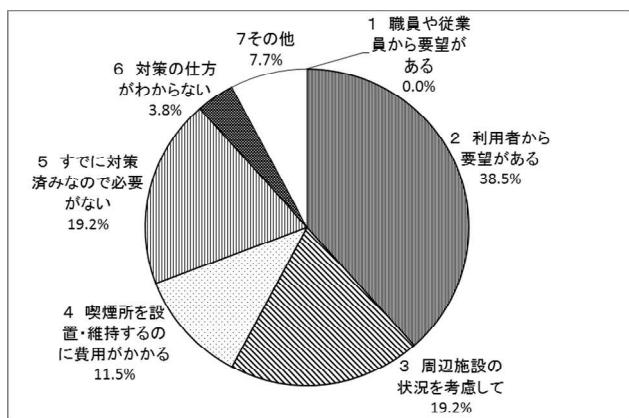
## [医療機関]



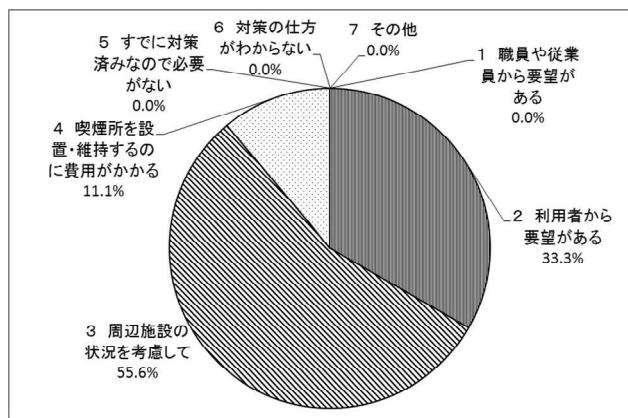
## [児童福祉施設]



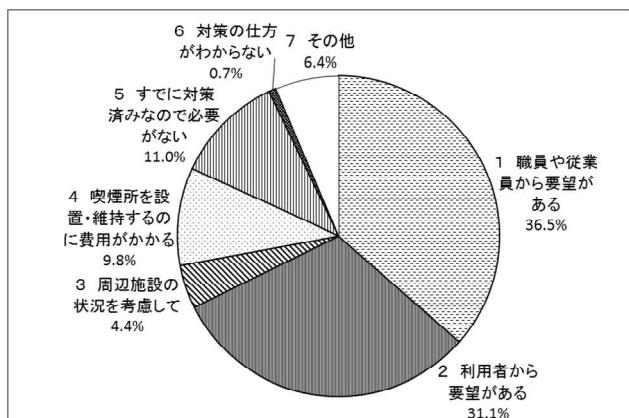
## [文化、教育施設]



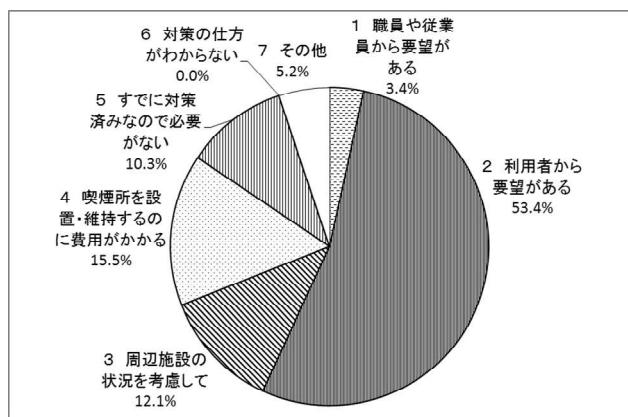
## [体育施設]



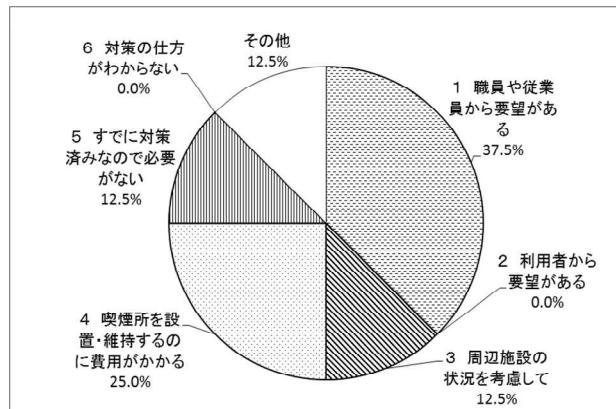
## [社会福祉施設]



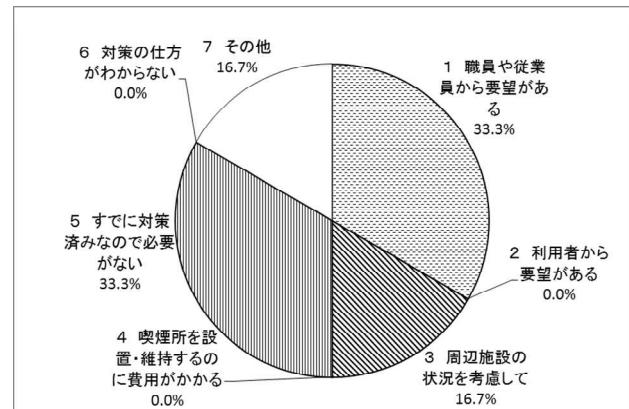
## [公衆浴場]



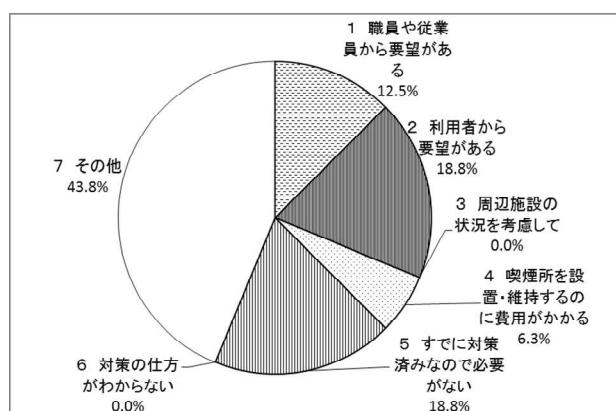
## [大学・専門学校]



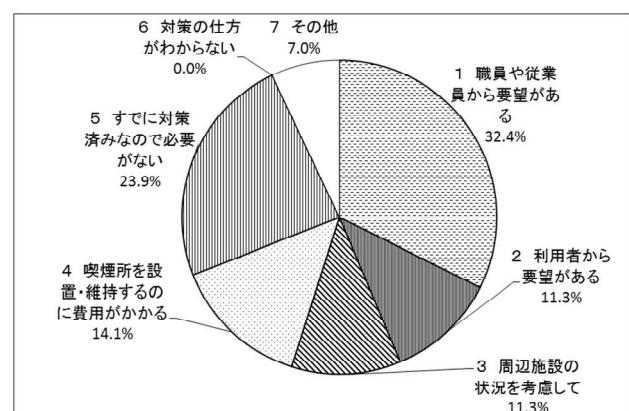
## [幼稚園、小学校、中学校、高校等]



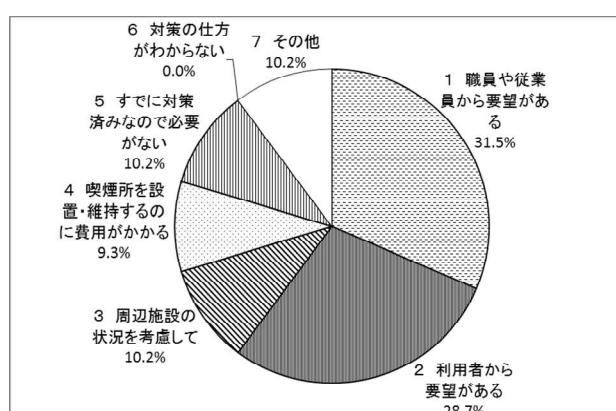
## [国の機関]



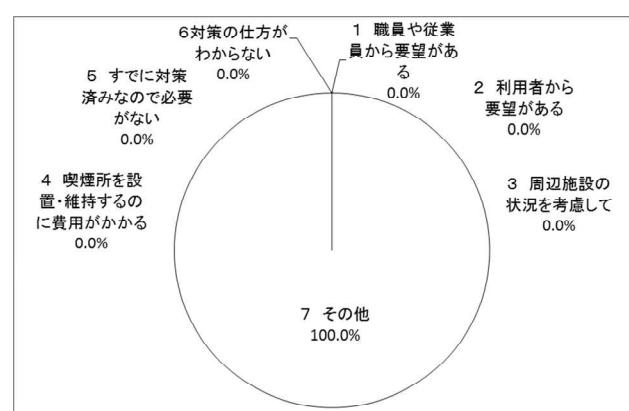
## [県庁、県地域機関]



## [市町村役場・役所、支所等]



## [警察施設]



(2) 今後の受動喫煙防止対策の予定別に集計した、今後の受動喫煙防止対策の予定に関する理由（問2（1）と問2（2）のクロス集計）

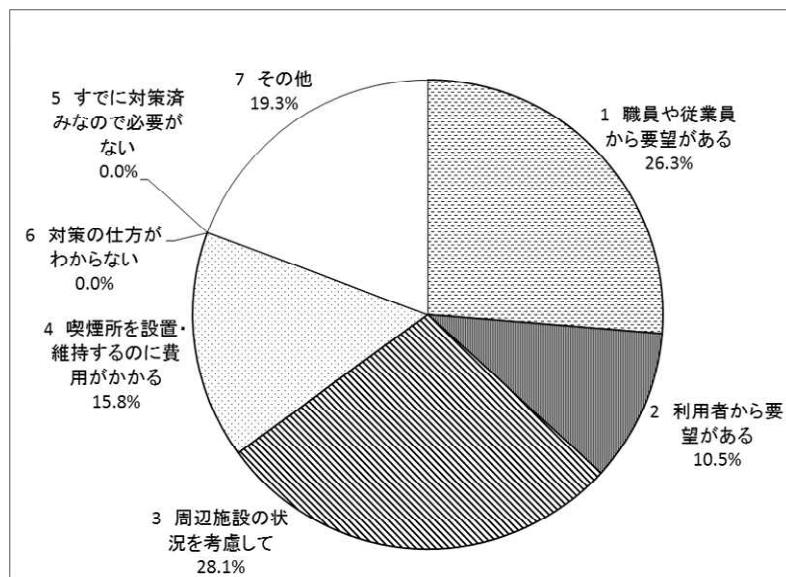
- 「施設内又は敷地内を禁煙にする」とした理由では、「周辺施設の状況を考慮して」との回答が28.1%と最も多い。
- 「今の状態を継続する」とした理由では、「利用者から要望がある」との回答が32.9%と最も多い。
- 「わからない、その他」とした理由では、「利用者から要望がある」が18.7%、「職員や従業員から要望がある」が17.6%である。

今後の受動喫煙防止対策の予定と理由（問2（1）と問2（2）のクロス集計）

実数	問2(2)	問2(1)	1 施設内又は敷地内を禁煙にする	2 今の状態を継続する	3 わからない、その他
		1 職員や従業員から要望がある	15	192	16
	2 利用者から要望がある		6	199	17
	3 周辺施設の状況を考慮して		16	32	14
	4 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる		9	58	10
	5 すでに対策済みなので必要がない		0	90	3
	6 対策の仕方がわからない		0	3	1
	7 その他		11	31	30
	合計		57	605	91

割合	問2(2)	問2(1)	1 施設内又は敷地内を禁煙にする	2 今の状態を継続する	3 わからない、その他
		1 職員や従業員から要望がある	26.3	31.7	17.6
	2 利用者から要望がある		10.5	32.9	18.7
	3 周辺施設の状況を考慮して		28.1	5.3	15.4
	4 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる		15.8	9.6	11.0
	5 すでに対策済みなので必要がない		0.0	14.9	3.3
	6 対策の仕方がわからない		0.0	0.5	1.1
	7 その他		19.3	5.1	33.0
	合計		100	100	100

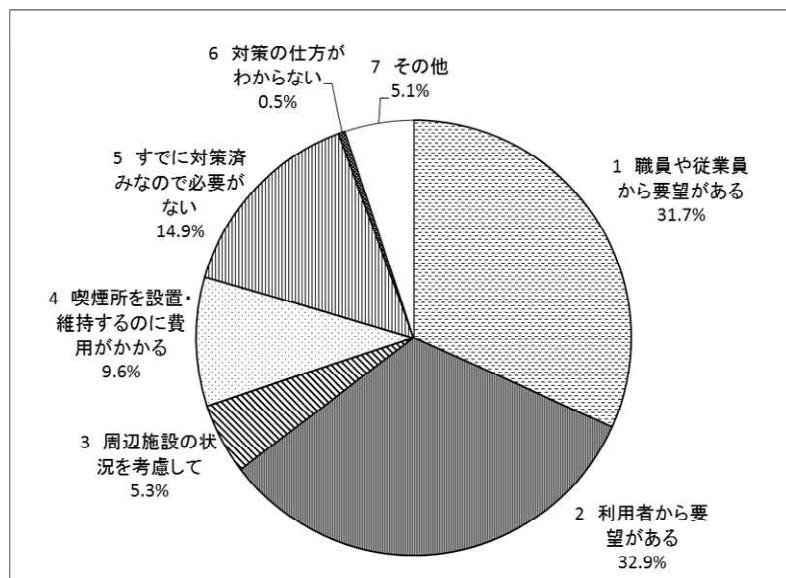
## [「施設内又は敷地内を禁煙にする」とした理由]



「その他」の主な内容：

- ・ 最近の社会情勢への対応
- ・ 市の指定管理施設で、市に準じる

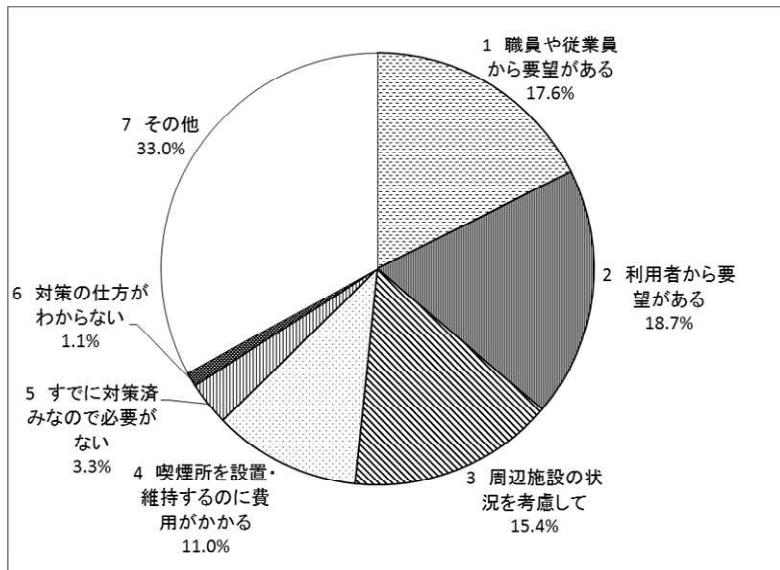
## [「今の状態を継続する」とした理由]



「その他」の主な内容：

- ・ 全面的に禁煙できない事情がある
- ・ 喫煙者がいないため
- ・ 喫煙室には大きな開口面があり、新鮮な空気の取り入れができるため
- ・ 敷地の一部が公園となっており、対策に限界があるため
- ・ 特別要望がないため

## [「わからない、その他」とした理由]



### 「その他」の主な内容：

- ・ 喫煙者がいない
- ・ スペース不足
- ・ 敷地内禁煙となっているが、緩和ケア病棟の入院患者様に限り、専用喫煙室での喫煙を許可している
- ・ 見守りが必要な場合、場所を設けても見守りができない

## 4 自由意見

- ・ 母親が喫煙していると園児の持ち物や服までも臭います。家庭内や車の中での受動喫煙防止についてもっともっと発信していく必要があると思われます。
- ・ 乳幼児をおあずかりしている施設としては害を考えますと（乳幼児に及ぼす害）ご家庭でも留意していただけるようアピールが必要かと思います。
- ・ 完全分煙をしてもおいは消えないので、将来的には公的施設やそれに近い施設は完全喫煙禁止の方向になるといいです。
- ・ 子どもの施設ということで表示がなくても安心できていました。皆さんのマナーの良さには感心です。
- ・ 施設内数ヶ所に禁煙のステッカー表示をして周知している。
- ・ これまで受動喫煙については対策をしておりませんでしたが、施設入り口及び事務室に「禁煙」の標示を掲示します。
- ・ 職員は敷地内禁煙としていますが、ご利用者様の嗜好につきましてはご本人やご家族からの希望に沿うようにしています。
- ・ “嗜好品”として利用者や職員のニーズがある以上、喫煙場所は確保したいが、受動喫煙・さらには喫煙者に向けての禁煙をすすめる取組を行っていきたい。喫煙者も非喫煙者も健康で快適に利用できる、働く場を目指したい。
- ・ 受動喫煙することでの健康被害について、ポスター等の手段により、PRが必要だと思う。また、喫煙者に対して教育する機会があっても良いと思う。
- ・ 「喫煙が楽しみ」と言われる方に、禁煙である事を伝えにくい。「喫煙できないなら利用はしたくない」と言われるご利用者様もいる。今後、様子を見ながらなるべく他のご利用者様に迷惑とならないよう、禁煙の方向にいたらと考えている。
- ・ 全面（完全）禁煙にしたいが、職員から強い要望があるため、離職防止のためできない。
- ・ 家族の喫煙が子どもにとっていかに害を与えるか啓発していけるといいなと思います。若い女性の喫煙もストップしたいですね。
- ・ 屋外を禁煙とするには、公園だけでなく市や県など周辺との取組が必要。
- ・ 公共施設での受動喫煙防止、禁煙が更に進めば良いと思います。
- ・ 乳幼児を預かる保育施設であるので禁煙ではありますが、公道に面しており、時にたばこの吸い殻が落ちていたり、園内にも飛んでくるのを見つけることがあります。たばこを吸う方のマナーに吸い殻ケースの携帯や歩きたばこの自粛をお願いしたいです。
- ・ 医療費の増加も考慮すると、喫煙者を減らすことが一番の防止になると思います。
- ・ お客様、職員の要望もあり敷地内禁煙にしてしまうと、地域住民からの苦情につながりかねない。吸う人も吸わない人も快適に過ごせるよう、環境をよりよくしていきたい。

### III 調査票

新潟県福祉保健部健康対策課

成人保健係あて（送付文不要）

FAX 025（285）8757

## 受動喫煙防止対策実施状況調査票

施設名				施設番号 (*)
所在地				
電話番号	( )	記入担当者	氏名	

\* 施設番号は別紙1の対象施設一覧の該当番号をご記入ください。

**【問1】貴施設が現在実施している受動喫煙防止対策はどれですか。**

あてはまるもの1つに○をつけてください (区分の要件については別紙2参照)。

- 1 敷地内禁煙
- 2 施設内禁煙
- 3 完全分煙（別紙2の要件を満たす分煙）
- 4 不完全分煙（別紙2の要件を満たさない分煙）
- 5 対策なし

**【問2】問1で3～5に該当する施設についてお聞きします。**

(1) 受動喫煙防止対策に関する今後の予定について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 施設内又は敷地内を禁煙にする
- 2 今の状態を継続する
- 3 わからない 又は その他 ( )

(2) その理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1 職員や従業員から要望がある       | 5 すでに対策済みなので必要がない |
| 2 利用者から要望がある          | 6 対策の仕方がわからない     |
| 3 周辺施設の状況を考慮して        | 7 その他 ( )         |
| 4 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる |                   |

**【問3】受動喫煙防止対策に関して、御意見などがあればお書きください。**

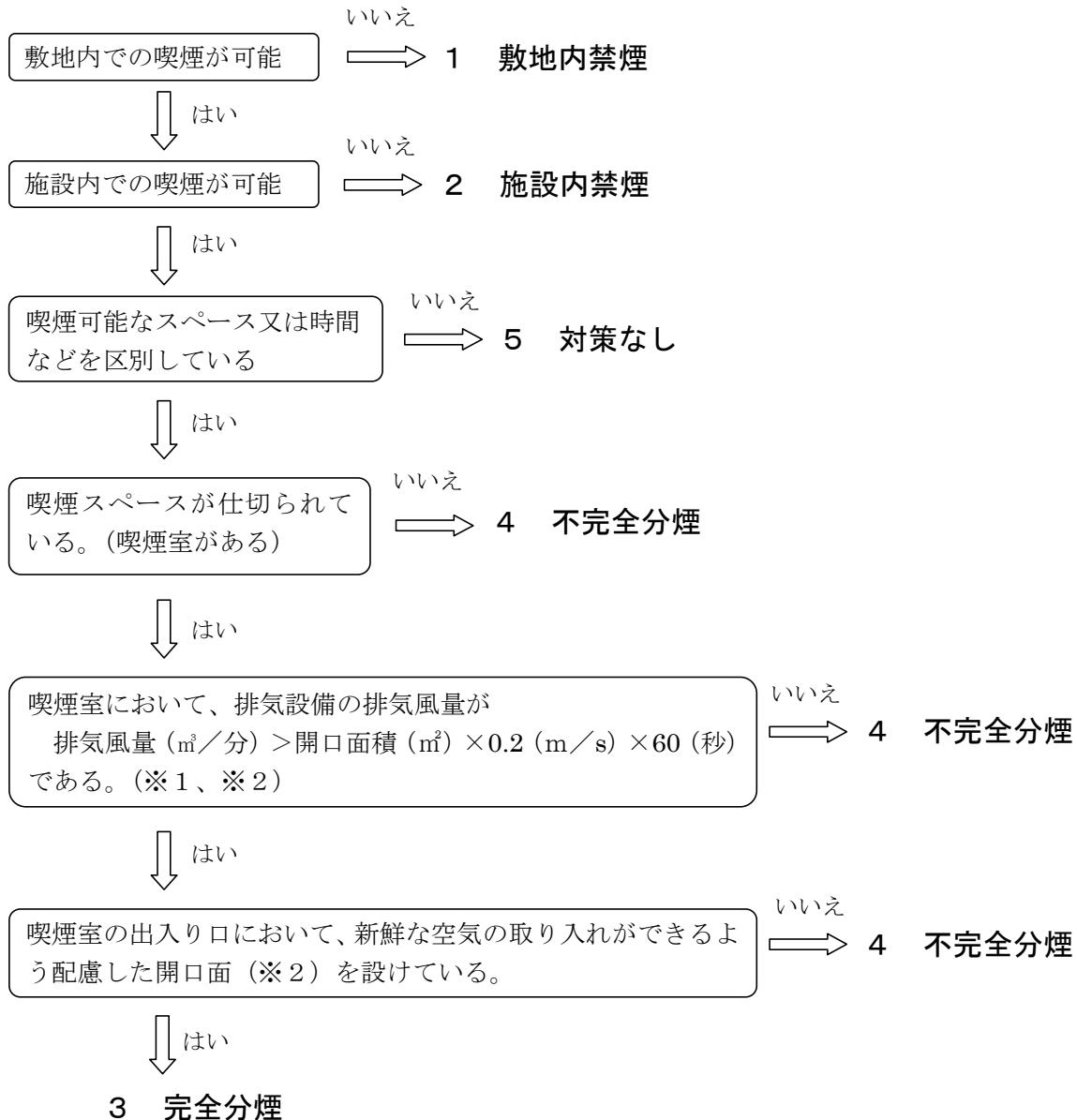
## 別紙1

### 受動喫煙防止対策実施状況調査

#### 対象施設一覧

施設番号	施設分類	対象施設
1	保健施設	市町村保健センター
2	医療機関	病院等
3	児童福祉施設	保育所、児童館等
4	文化施設 教育施設（学校除く）	文化会館、市民会館・、公民館、図書館、美術館、博物館、資料館等
5	体育施設	体育館、体育施設の管理事務所等
6	社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者・知的障害者福祉施設 精神障害者社会復帰施設等
7	公衆浴場	日帰り温泉施設
8	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
9	官公庁	国の機関 県庁、県地域機関、その他上記のいずれにも該当しない県立施設 市町村役所・役場、市町村支所・出張所

## 受動喫煙防止対策 区分判定フローチャート



※1 喫煙室に設置された排気装置の能力は、機器により異なりますので、付属の説明書等で確認するか、製造メーカー等にお問合せください。

※2 開口面とは、常に開口しているもののほか、ドアなどにより一時的に開口するものも含みます。